

バンコック銀行 回覧板

発行日：2020年10月27日 820号

E-withholding taxサービス開始のご案内

平素はバンコック銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

バンコック銀行は、2020年10月1日より法人の源泉税納付事務の効率化を目的としてE-withholding taxサービスを開始いたしました。このE-withholding taxサービスは、インターネットバンキングを利用し源泉税の納付・申告及び源泉徴収票の送付が可能となります。

対象となるお客様

・バンコック銀行のCorporate iCashをご利用のお客様、新たに導入をご検討されているお客様。

主なメリット

- ・バンコック銀行のCorporate iCash を利用し源泉税の納付・申告ができます。
- ・電子源泉徴収票が発行され、ペーパーレス化が図れます。
- ・2020年10月から2021年12月まではE-withholding taxサービスを利用することによりサービスフィーに関わる源泉税が通常3%のところ、2%の源泉税軽減税率の適用となります。

制度の概要

- ・弊行のサービスについては、[バンコック銀行ホームページ\(英語版\)](#)をご参照ください。
- ・本制度の概要については以下ビデオ勉強会(約12分)をご視聴ください。

講師：Deloitte Touche Tohmatsu jaiyos Advisory Co., Ltd.

タックスディレクター 米岡光二郎氏

テーマ：『e-withholding tax の利用に伴う源泉税軽減税率の利用』

ビデオリンク：<https://www.youtube.com/embed/-RsxlqTKxRQ?feature=oembed>

問合せ先

- ・弊行日系企業部担当者宛又は下記メールにてお問合せください。
- ・メールでの問合せ先：japanese.corporate@bangkokbank.com
(御社名、ご担当者名、住所、連絡先電話番号・メールアドレスを明記の上お問合せください。)
- ・こちらの[バンコック銀行ホームページ\(タイ語版\)](#)からもお問合せいただけます。

文責：湯浅

